平成２５年（再イ）第４４６号
大阪市東淀川区大隅１丁目２番16―101号
再生債務者　藤村　隆彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第２２号
大阪市西淀川区出来島１丁目８番５―601号
再生債務者　渡部　好洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３号
大阪府泉大津市助松町３丁目１番46号牛滝欅荘Ｂ棟101号
再生債務者　濱村　善彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再イ）第６号
静岡県浜松市南区三島町45番地の３　ピュアライフ三島602号
再生債務者　大石　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月21日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２５年（再イ）第４９５号
大阪府高槻市成合中の町８番６号
再生債務者　岩　　泰久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第５２号
大阪市阿倍野区北畠３丁目１番５号　クラウンズ北畠402号
再生債務者　板倉二三夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第７号
大阪府松原市天美我堂２丁目208番地の４
再生債務者　北川　繁雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第７号
札幌市白石区南郷通１丁目北５番14―112号
再生債務者　城岡　亮太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第３号
徳島県吉野川市鴨島町牛島1317番地１
再生債務者　髙尾　卓矢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月21日　　徳島地方裁判所民事部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳代～60歳代の女性で身長150㎝前後、白骨化死体、着衣は白色ノースリーブの上着、半袖Ｔシャツ、ピンクのキャミソール、合皮製靴(ホーキンス製)、所持金品は手提げバッグ、Louis　Feraud製の財布、現金19,235円、化粧品、洗面具、薬類、飲食品等
上記の者は、平成26年４月６日午後０時40分頃、大分県由布市湯布院町塚原1365番地12大分自動車道上り由布岳パーキングエリアの南東方約500m先の山中にて発見され、死亡日時は平成25年８月頃と推定。身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりの方は、当市役所福祉対策課までお申し出下さい。
平成26年６月３日
大分県　　由布市長　首藤　奉文

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
平成26年６月３日　　御殿場市
1．墳墓等所在地　静岡県御殿場市新橋1314番地他
1．墳墓等の名称　大沢原共同墓地
1．死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳
墓地内立札に記載した墓地番号　(東63、76、114、132、139、199、216、231、250Ｂ、253、322)(西10、10Ｂ、12、22、43、56、58、64、69、70、73、82Ｃ、96、107、116、119、161、166、221、247)
1．改葬を行おうとする者　静岡県御殿場市新橋2024番地の１　大沢原共同墓地管理委員会
委員長　小野　健吾、静岡県御殿場市萩原483番地　御殿場市長　若林　洋平

会社その他の公告

解散公告
当法人は、平成二十六年四月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
福島県南会津郡只見町大字檜戸字舘ノ川一七五番地の一二三
特定非営利活動法人こまどり会
清算人　渡部　敏彦

解散公告
当社は、平成二十六年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
福島県会津若松市千石町五番六〇号
株式会社会津若松アクアテクノ
代表清算人　永縄　雅史

解散公告
当社は、平成二十六年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
栃木県足利市名草上町三三五一番地七
有限会社菊製作所
代表清算人　近藤　秀夫

解散公告
当社は、平成二十六年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
栃木県宇都宮市中央二丁目二番三号
有限会社めん屋工房
代表清算人　岡田　隆男